

第 47 回
埼玉県男女共同参画審議会

平成28年9月6日 (火)

埼玉県県民生活部男女共同参画課

○岡村会長 本日の議事といたしましては、新たな男女共同参画の推進に関する計画の策定についてです。事務局より資料1並びに資料2に基づき説明をお願いします。

【事務局説明】

○岡村会長 今気が付いていることで結構ですので、ここはどうなのかといったことを質問していただければと思います。

○櫻田委員 丁寧なご説明をどうもありがとうございました。基本計画ということで防災から女性に対する暴力から喫緊の課題がしっかり盛り込まれていたり、それから女性のスポーツ活動支援の部分では女子運動部における女子生徒への適切な支援が入ったというのもとても素晴らしいなと思いました。また、全体の一番後ろのところに用語集が載っているのも、県民の方に理解していただいて県をあげてやっっていこうというような取り組みで素晴らしいと思います。

一点気になりましたのが、推進目標のところの最初の、あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画するというところなんです。委員の方が意見を出してくださって、ここに県の県庁の職員と教育委員会と警察本部等の女性管理職の数値目標を設定できないかという意見を出していただいたところについてですが、今回それは個別にプランがあるので整理上なじまないというご返事があるのですけれども、やはり全体を見たときに、この数値目標に審議会の委員だけが載っているというのがかなり弱いなという気がいたします。私もこの3つのプランについてホームページで確認させていただいたのですが、きちんと数字が載っているのです。県としてここに作られた数字があるわけですので、これを基本計画の中に載せてはいけないという理由はないと思うので、ちょっとこの施策の整理上というのがよく分からないのですけれども、数値目標がある以上ここに入れられたらいいのではないかなと思いました。やはり県民の人口の半分以上が女性なわけですから、様々な県政の方針を決定していく上で、少なくとも県庁ですとか教育委員会ですとかそういったところの意思決定の場に、女性の意見が反映されるという意味では、まだまだ女性の管理職比率が絶対的に少ないのではないかなと思います。ここに現在のプランで挙げられている数値も国の数値と比べると少し低いかなと思いますけれども、しかし数値目標を作っていること自体が非常に意義あることだと思いますので、ぜひここに載せていただきたいなと思います。以上です。

○岡村会長 それでは、今のご意見についてお願いします。

○事務局 ご意見ありがとうございます。直接の担当課がそれぞれ人事サイドというところがございますので、いただいたご意見をもとにまた調整をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○岡村会長 それではほかに何かご意見とかございますか。

○岡村会長 すごく内容が細かくて、これを同時に推進していくということは難しいと思います。ある程度段階的にこの部分ではここからというようにやっていくのか、具体的にこれを実践していくための道筋というのは次の段階からでしょうか。今日の段階ではそこまではいかないで、一応、私どもが今お話ししたような個々の部分はどう考えるとよろしいのでしょうか。

○事務局 ほんとうに多岐に渡るところでございますけれども、男女共同参画課だけでやっているわけではございませんので庁内各課でそれぞれ取り組んでいる施策になります。計画に基づいてそれぞれの担当課が施策を進めていくということで、この先は計画の進捗状況ということで各施策の進捗管理をしていきながら、各課への働きかけを行っていきたいと思っております。

○岡村会長 どうもありがとうございます。他に何かご質問、ご意見ございますか。

○大澤委員 基本計画の中で17ページの子育ての社会的支援がございましたけれども、見させていただく中でここはちょっと弱いかなという思いがしております。というのは先ほどM字カーブという話が出ておりますけれども、夫婦でしっかり働いていらっしゃるご家庭で何が一番子育てで困るかという話を先日お聞きしましたら、急に熱が出て預けるところがなくなってしまうのが非常に困るというお話を2、3の方からいただきました。こういったことがこの中に盛り込まれているのかなと思いましたが、その項目は無いようですので、もしかしたら②の保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実というのがございますが、この中に入ってくるのでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○事務局 今大澤委員にご指摘いただきましたとおり、この②の中に病児保育についても含まれるものと考えております。また、子育ての担当課にはその旨確認を確認してまいります。

○大澤委員 これにつきましては、やはり大きな市ですと市の中に病院ですとかそういったところで預かっていただけるようなそういったような組織ができるようではございますけれども、私の住んでおります小さな町ですとなかなか町単独ではできないというなかで、秩父郡市内で一つあるんですけれども、やはりなかなかハードルは高く、とっさの時に預けられないという実情がございまして、そのなかでどのようにしたら上手くいくのかと非常に悩んでいるところなのですが、そのようなところもぜひ良いアドバイスがいただけたらと思

いますのでよろしくお願いいたします。

○岡村会長 どうもありがとうございます。病児保育の場合は熱が何度以上あったら預かれるとか預かれないとかというのがあるのですよね。結局、熱があってもなくても預けられるということも大事なのですけれども、やはり職場で年休が取れるように解決してほしいなと思うのですね。両方からやっていかないと厳しいかなと思います。

○岡村会長 他に何かございますか。

○岡村会長 よろしいですか。20ページのところに高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援とございますね、結局高齢期はすごく個人差が出て健康な人から病弱な人までおり、そういう病弱な人に対応した、前期高齢者と後期高齢者に分けて施策というものをどのように作っていくのが大事になると思うのですけれども、自分でそこに行けるということだけではなくて、車で足の悪い人もそこに行けるような、高齢者がいきいきと活躍するといったときに、前期高齢者もいらっしゃるし、後期もいらっしゃるし、病床の人もいらっしゃるし、リアリティがもう少しあってもいいのかなと思ったのですけれども。

○事務局 今回、本県ではシニアの活躍を推進するというので、新たな課もできましたので、元気な方にはより元気に活躍をしていただきたいと、そういったところを少し増やしたという状況ではございますが、両面もちろん必要というところで、そこはどちらも活躍だけではなく安心して生活できるということで、施策の基本的な方向については考えたところになりますので、もう少し具体的な部分について担当課には確認をしていきたいと思っております。

○岡村会長 他に何かご意見ございますでしょうか。

○増井委員 17ページの子育ての社会的支援に含まれる部分なのかどうかを含めて質問なのですが、ここに保育所や幼稚園、放課後児童という何か預ける先、団体に入った時のいろいろな説明書きが出ていますけれども、例えば出産して子供を産んでこれからまた継続して仕事をするのではなくて、新たに仕事をしようと思った人を仮定した時に、まず仕事をする就職先が決まってないと保育園に入れられないじゃないですか。保育園に入れられないから、一時的に預かってくれるそういう施設に預けた場合、月額ある程度の金額、七万とか十万とか言っていましたけれども取られるということで、それを支払いながら就職活動をするのはかなりの覚悟がいるという話を、直近にそうやって仕事に就いた人から聞きました。また、子供がいると面接に行ってもまず聞かれることが、子供さんが熱がある

ときにはどうするのか、という質問を受けたという話をしていました。既に就職をしていてその過程で出産をした人にはこういった所でカバーできるのかもしれませんが、私が今話をしたような方達に対して、何か相談できる場所ですとか、誰かがカウンセラーで付くとか、どこに相談をしてよいのかも分からなかったというお話もしていましたので、先ほどのM字カーブの女性の就業率を引き上げるという意味でも、そういったところまで見ていただけたらいいのではないかなと思います。この、子育ての社会的支援の中にそういったことも含まれているのかも質問したいと思います。

○事務局 ②の保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実というところがありますので、ここで多様なというところでそういった部分も入ってくるかと考えております。それから⑧のところに情報提供や相談体制の充実というところがございますが、こちら地域子育て支援センターですとか子育て世代包括支援センターというものを挙げております。このような地域での相談機関もあるという状況です。それからエのところに男女共同参画推進センターにおける子育てに関する情報提供といったものもございますが、このWith Youさいたまの中に女性キャリアセンターというのがございますが、こちらで女性の就業支援を行っておりますので、こういったところでも相談していただけるかと思えます。ただ、やはり新たにお仕事を始められる方には大変保育の問題はハードルが高いというのは認識はしておりますので、その部分は子育ての担当課にも働きかけしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○増井委員 ありがとうございます。例えば細かくその方、その方のパターンがあると思うのですね。全員が同じ条件ではなくて色々なパターンを持っていらっしゃると思うのでそういった時にどこに相談をしたら一番解決の道に繋がるのかということ、ある程度皆さんに広報するというか皆さんが探した時に分かるようにしていただけたら幸いです。よろしく願いいたします。

○岡村会長 他に何かございますでしょうか。

○湯澤委員 丁寧なご検討ありがとうございます。まず指標の件なのですけれどもいくつか取り入れていただいたものもあるようなので申し上げます。前回は発言させていただいたのですが、全体として指標の数を絞るというような方向で検討されているということ伺っておりますが、やはり実効性がある指標をどう作っていけるかということは、とても重要なことかと思えますので、前回以降、他の自治体の指標の設定がどういうものが出されているかを調べてみました。先ほど櫻田委員からご意見が出たとおり基本目標Ⅰというのは本当に重要な、実効的に男女共同参画を進めていく上でも基本的な分野かと思えますので、ぜひ審議会のみではない部分で公務員に占める既に数値の設定がある部分について

では、ぜひこちらにも入れていただけたらと思うのと、この計画の中の7ページに女性の校長・教頭職への積極的登用とでているのですが、学校教育をどうしていくかということが本当に大きな、子供たちの世代の男女共同参画を進めていくためにも重要だと思うのですね。やはり小学生や中学生が、女性が教頭以上の職にあるという姿を見ていくことが働く、自分が働いていくというモデルになっていくのではないか、キャリア形成のモデルになっていくとも思いますので、他の自治体などでも小中学校高等学校の教頭以上に占める女性の割合の数値目標を設定しているところもございましたので、改めてそちらも検討いただけないかと思います。

それから、やはり実効性をというところで調べてみたところ、男女共同参画推進条例を制定している市町村数というのもやはり数値目標にとっても馴染むものではないかと思うのです。なかなか県からアプローチする難しさということもあろうかと思いますが、市町村をどういったようにというところでは、他の自治体ではそのような設定をしているところもあるということで、紹介をさせていただければ、他の自治体でそういったことをやっている数値目標に取り入れているところもありました、ということで県は34市町がいま平成27年段階では制定しているということでしたが、ご紹介させていただきます。

それから文言のことなのですが、今日のご説明資料1の4番のところでは家庭内暴力に苦しむ母への対策について計画に明記できないか、という意見に対して反映していただいているのですが、反映していただいたことはとても感謝申し上げたいと思うのですがこの子供の家庭内暴力などの非行防止という表現が、適切なのか議論が分かれるところではあるかと思うのです。福祉サイドではやはり非行相談ではなくて育成相談の中で家庭内暴力のことを扱っていて、ただ各種の統計の中で暴力というものを非行の中に入れていくということもあるので必ずしも間違いということではないのですが、ここの男女共同参画計画の性質からすると、非行防止というよりはやはり暴力の防止という観点かと思うので、家庭内暴力を非行に含めるかどうかということでのこの表現をとるかどうかというところは、少し繊細な議論が必要かと思った次第です。以上です。

○岡村会長 今のご意見につきましてはいかがですか。

○事務局 貴重なご意見をありがとうございました。市町村の条例につきましては、実際制定するのは市町村で、また、議会があつたりという状況もあるかと思うので、県としては条例をどこが制定しているかなどの実態というのはきちんと調査をして把握はしておりますので、指標という形ではなくそういった形での確認というところであればと思います。

それから、非行防止というところでいただいたことにつきましては、また関係課にも確認をして参りたいと思います。ありがとうございました。

○岡村会長 何かございますでしょうか。

○岡村会長 それではよろしいですか。お伺いしたいのですが、36ページの(2)の男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進の説明に家庭教育が大きな役割を果たしていると書いてあるのですが、メディアの問題、家庭教育の中でメディアの問題をどういったように子供たちに伝えていくのか、メディアみたいなものをどこかに入れていただければと思うのですが。家庭教育のところへ。

○事務局 現在の計画の柱立てとしましては、32ページから33ページにかけてメディア・自治体の情報提供に男女共同参画の理解と促進というような柱を立てておりますので、メディアについてはこの部分に入っております。この中で例えば32ページ一番下の方でございますが、情報活用能力、メディア・リテラシーの学習機会の提供というところもございますので、教育の現場でもメディアに関してこの部分に入っているのと、33ページにつきましてはメディアからの青少年などの保護というようなところもございますので、これらの部分でメディアに関しては記載をしているという状況でございます。

○岡村会長 一人でいるときにこっそり見ているみたいな子供が。親がいない時に。親がいる時にはちゃんとしているのだけれどもとよく聞くのですが。それで思い出していただければですが。

○事務局 先生からお話がありましたとおり、一人の時に見てしまうというようなことは先ほど資料でご説明したとおり、青少年健全育成条例でインターネット等では規制をするような規定になっているところがございますので、そういったところで子供の目に触れないような対策はしているというところはあるかと思えます。

○事務局 少し補足させていただきます。青少年課では現在、ネットアドバイザーという派遣事業をやっていると聞いています。ですから子供たちに対してのリテラシーの話が主にございましたけれども、そのようなものを分かってもらえるような授業もやっておりますので、今、子供の方が親よりも詳しいとそのような状況がございますので、そういった授業などやりながら親御さんと一緒に学んでいく、というような事業もありますので、それは青少年課の先ほどの資料の中に入っているというようにご理解いただければと思います。

○岡村会長 よろしいですか。それでは次の資料3の基本計画の策定スケジュールの説明を事務局よりお願いします。

【事務局説明】

○岡村会長 ありがとうございます。今のご説明についてよろしいでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

○岡村会長 それでは、県民コメントの計画案文につきましては本日の皆様のご意見を踏まえて会長にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

【一同異議なし】

○岡村会長 どうもありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

○岡村会長 それでは資料4に移りたいと思います。第4次DV防止計画の策定について事務局よりご説明をお願いします。

【事務局説明】

○岡村会長 ただ今の事務局の説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○相川委員 今回計画の3項の対象とする暴力のところで(3)のところが新しくストーカーを含めてということでご提案いただいたのですが、これはストーカーというと恋愛対象になっている、一方的に恋愛感情など抱いてしまっているということですね、そういったことを幅広く対応するためということですね、そうすると少しセンシティブな問題ではありますけど、LGBT*の方とかもいると思うのですが、そうすると異性と特定してしまっても良いのだろうかということ少し思ってしまったのですが、その点は男女なので検討されていないということなのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。国はストーカー対策について「男女間における暴力に関する調査」をその状況として取り上げています。昨今のところからしますと今のご指摘のところも、確かにわかるところもあるのではないかと風には考えております。基本的な考え方としましては先ほど先生がおっしゃったとおり、交際相手ではないけれどもというところがまず一番大事なところで、それで暴力になる場合にもやはり対応していく、つまり埼玉県といたしましては、ある意味幅広くそういう暴力に対しまして対処ができるような計画を作りたいという趣旨で考えているというところでご理解いただけたらと考えます。

○相川委員 おっしゃるとおりだとは思いますが、表現としては異性に限られないのかなと感じましたので意見としてとらえていただければと思います。

○岡村会長 他に何かございますか。よろしいですか。

特にないようですので、それでは次に、その他として、平成28年度女性からの政策提言講座の参加者募集についてです。事務局より資料5について説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○岡村会長 ありがとうございます。他に何かございますか。よろしいですか。

それでは以上をもちまして本日の議事を終了します。最後になりましたが皆様のご協力により円滑に進行することができました。ありがとうございました。

※LGBT（エルジービーティー）：性的に少数である人々を限定して指しており、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称。